

令和3年第5回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年5月11日（火） 午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (17人)

会 長 19番 谷 則男

委 員 1番 北澤 良祐

4番 奥村 郁雄

5番 稲田 正文

6番 村田 清美

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

15番 新井 泉次

17番 新井 源吾

18番 木村 正樹

20番 堀井 吉夫

4. 欠席委員 (5人)

2番 服部 茂

3番 狩野 雅史

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

16番 森島 孝司

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第10号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

日 程 第 5 議案 第12号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

日 程 第 6 議案 第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について（利用権設定）

日 程 第 7 報告 第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第10号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 9 報告 第11号 地目変換届について（専決）

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 本日の定例総会は新型コロナウイルス感染防止のため減員して行います。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中11名、推進委員6名中4名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和3年第5回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、11番 上田委員、12番 園田委員よろしくお願いたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号6番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号6番について説明します。 内容は議案書のとおりです 譲受人は城陽市●●●●●●●● ●● ●● ●●です。</p>

権利の種類は3条の有償移転となります。●●さんは京田辺市において適正に耕作している適格情報を受けています。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地を適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりで
貸付人は、城陽市寺田 ●● ●●
借受人は、大阪市港区 ●●●●●●●●
第3回定例総会において新名神高速道路工事現場事務所として一時転用承認し、令和3年3月25日付けで許可を受けたものですが、申請地整理のため利用期間を5月31日までを6月30日までに延長します。今後の利用については●●●●●●が露天駐車場として一時転用利用する予定です。
なお、今回は一時転用継続のため、現地調査委員会は開催していません。
資料1に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第12号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
被相続人は、城陽市寺田 ●● ●●
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。
相続開始年月日は令和3年2月17日です。
資料2に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告を行います。

担当委員 報告いたします。相続以前から耕作管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
被相続人は、城陽市中 ●● ●●
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。
相続開始年月日は令和2年7月19日です。
資料3に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告を行います。

担当委員 報告いたします。申請農地については適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第6、議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号21番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号21番について説明します。
本案件は新規設定の使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は、城陽市寺田 ●● ●●です。
亡くなられた夫 ●●●●さんが利用権設定していたものを、新規に●●さんが設定するものです。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。野菜を中心に耕作されており、以前より農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号21番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長	受付番号 22 番について事務局から説明いたします。
事務局	<p>受付番号 22 番について説明します。</p> <p>本案件は新規設定の使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>借り手は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。</p>
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請農地は遊休農地化する可能性があるため、貸人から依頼されて設定されます。借人は農地を適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号 22 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
会 長	受付番号 23 番について事務局から説明いたします。
事務局	<p>受付番号 23 番について説明します。</p> <p>本案件は新規設定の使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。</p>
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。家族で適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号23番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号24番25番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号24番について説明します。

案件は新規設定の賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号25番について説明します。
案件は新規設定の使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

いずれも借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

●●●●●●が農地を利用するため●●●●●●●●●●の●●●●●さんが代表として
利用権設定されるものです

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号24番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号25番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第7、報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号12番から14番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号12番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号13番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市市辺 ●● ●です。

事務局 続いて受付番号14番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市市辺 ●● ●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 日程第8、報告第10号 農地法第4条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明いたします。
内容は議案書のとおりで、
届出人は 城陽市市辺 ●● ●●です。
場所は市街化区域です。
転用目的は長屋住宅として利用するためです。

青谷土地改良区からは、周辺農地の耕作に影響を及ぼさないこと、雨水等の処理をすること、隣接地主等の承諾を得ておくこと、関係行政機関の指導に従うこととの意見が付されています。

すでに一部倉庫として使用しているため、顛末書が提出されています。

雨水、並びに雑排水は道路側溝、公共下水道に接続します。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料4に位置図等を添付しています。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。市街化地域であり、一部倉庫については顛末書が提出されているので問題ないと考えますのでよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明いたします。

内容は議案書のとおりで、

届出人は 城陽市市辺 ●● ●です。

場所は市街化区域です。

転用目的は住宅として利用するためです。

雨水は道路側溝に接続します。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

・申請地北側に在する水路を取り込まないよう注意してください。

との意見が付されています。

資料5に位置図等を添付しています。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。市街化地域でありますので、問題ないと考えますのでよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)
ご意見・ご質問がないようですので、受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明いたします。
内容は議案書のとおりで、
届出人は 城陽市富野 ●● ●●です。
場所は市街化区域です。
転用目的は既存建物の敷地として利用するためです。
届出が出来ていなかったことに対する顛末書が提出されています
雨水は既存側溝に排出します。
資料6に位置図等を添付しています。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。既存建物の敷地として利用していたので顛末書が提出されており、
現状にあわせることで問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告11号 地目変換届について専決しました。受付番号2番について
事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
届出人は、城陽市寺田 ●● ●
●●●●●●の駐車場と●●の冷蔵庫に囲まれて水稻が出来ないため畑として利用
します
資料7に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第5回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員